

矢掛町社会福祉協議会家族介護用品利用券取り扱い事業者募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、矢掛町が実施する家族介護用品支給事業の受託に関し、矢掛町社会福祉協議会が行う家族介護用品利用券（以下「利用券」という。）の取り扱いを行う事業者（以下「特定事業者」という。）の募集、登録等の事務について定めるとともに、矢掛町社会福祉協議会家族介護用品利用券事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(特定事業者)

第2条 特定事業者は、矢掛町内において事業所を設置し事業等を営むものとする。

(申請)

第3条 前条に規定する特定事業者として登録を希望する事業者は、矢掛町社会福祉協議会家族介護用品支給事業者登録(変更)申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、特定事業者として登録し、矢掛町社会福祉協議会家族介護用品支給事業者登録(変更)承諾書（様式第2号）を交付するものとする。

(利用券の取り扱い)

第5条 特定事業者は、利用券を持参した者が介護用品の支給のために利用券を使用するときは、当該年度の末日までに限り、券面記載額の合計額に相当する介護用品の販売を行うものとする。

(特定事業者の責務)

第6条 特定事業者は、店舗に持ち込まれた利用券が偽造と判断できる場合又は、多量に持ち込まれ不正に使用することが明らかな場合は、利用券の受け取りを拒むとともに矢掛町社会福祉協議会に連絡すること。

- 2 特定事業者は、利用券を受け取った場合は、券面の使用者欄に使用者の氏名が記載されているのを確認すること。
- 3 特定事業者は、券面記載額の合計額を下回る介護用品を販売した場合は、その差の金額を現金で渡してはならない。

(利用券の換金)

第7条 特定事業者は、第5条に規定する取引による利用券を得た場合は、矢掛町社会福祉協議会に当該利用券を持参し、換金請求書（様式第3号）を添えて、換金を申し出るものとする。

2 利用券の換金は、毎月1回、会長が定める日において、その日から起算して5日前までに矢掛町社会福祉協議会が受け付けた利用券を対象として、当該特定事業者の指定する口座への振込みにより行うものとする。

（交換・譲渡及び売買の禁止）

第8条 特定事業者は、利用券の交換・譲渡及び売買を行ってはならない。

（登録の取り消し）

第9条 会長は、特定事業者がこの要綱に規定する事項に違反した場合は、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（経費の負担）

第10条 登録の申請及び利用券の取り扱いを行うに際し発生する経費は、特定事業者の負担とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。